

規則様式第2号

政 務 活 動 報 告 書

令和 6年 9月30日

丹波市議会

議長 垣内 廣明 様

会 派 名 日本共産党議員団

代表者氏名

又は議員名 西脇 秀隆

このたび、政務活動を実施しましたので、丹波市議会政務活動費の交付に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

活 動(調査) 期 間	令和 6年 8月23日から令和 6年 8月23日まで
活動(調査)先	大阪府社会福社会館 5階 501 号ホール
参 加 議 員	西本 嘉宏
活 動 (調 査) 内 容 の 概 要	■ 第 15 回生活保護問題議員研修会 1. 基調報告―「生活保護を当たり前の権利に」 花園大学 社会福祉学部 吉永 純 先生 2. 特別報告―①群馬県桐生市調査活動、②生活保護世帯の大学生等に対する給付型奨学金の創設について 3. 生活困窮者支援の現場から～生活保護制度は使いやすくなっているのか(小林美穂子さん)。 4. リレー報告とディスカッション―①小椋修平さん(扶養照会改善に向けた取り組み)、②青木恒子さん(香芝市議会における異常な懲罰問題)、③上村正朗さん(議員活動最前線)

※議員それぞれの報告書及び参考資料を添付



2024 年 9 月 30 日

第 15 回生活保護問題議員研修会 報告書

日本共産党議員団

西本 嘉宏

■ 生活保護と地方議員の役割について、その基本的立場と地方自治体における保護制度の運用見直しや改善点など以下の点について再認識させられた。

1. 基本的な立場として、自治体による根強い制限的運用によってゆがめられている中で、限界はあるものの「地方議員」として力を発揮し、最大限活用しなければならない制度であること。

2. 住民のいのちと暮らし守る制度でありその「運用」に改善を求めること。

その事例として ①「生活保護のしおり」の改善。②生活保護の「壁」となっている「扶養照会」を最小限にさせること。③生活保護運用の不十分なところを穴埋めする一自治体の単独施策の創設や是正等である。

3. 住民の生活保護申請時の同行支援

申請時の面接では、違法的な行為が行われやすい。その要因は、密室性、知識など力関係が格段に違う事。などであるが、議員などの同行で、権利擁護の必要性があること。

4. なぜ、生活保護の利用が増えずに減るのか。

①国の生活保護抑制政策—生活保護はできるだけ使わせない。

②資産保有の厳しい制限—保護開始時には、預貯金無しが前提、自動車の原則保有・使用の禁止など。

③生活保護基準の引き下げ(2013 年から 2018 年にわたり10%近い減額による生活困窮者の排除。

④保護申請時の扶養照会(直系血族・兄弟姉妹まで)の実施は、2021 年の改正で、本人が「拒否」できる可能性を認めることと扶養の期待ができる親族にしか照会はしなくてよいことになっているが、徹底されていない。

⑤水際作戦(密室での間違った説明や力関係の格差)の規制が後回しになっていること。

⑥生活保護バッシングによる生活保護への忌避感情・ステイグマ(恥辱感)の定着

5. 自治体の二極化

①違法な生活保護の運用によって、市民生活保護から遠ざける自治体。

・保護費の分割渡し、ハローワークに行くことを条件。福祉事務所が保護利用者の印鑑を保管している。

・保護廃止の 4 割に辞退届。家計簿提出指導による保護廃止の事例や民間NPO等への金銭管理委託など

②市民の生活を守るために生活保護を活用する自治体

- ・「生活保護のしおり」を改善。利用者アンケートの実施。
- ・市のH・Pから「保護申請紙」をダウンロードできるようにした。
- ・保護世帯の子どもへの支援をまとめた「子ども応援パッケージ」の作成等
- ・2021 年国の扶養照会の運用改善を踏まえ、照会様式の改善。
- ・「誰ひとり置き去りにしないまちづくり」を目指して、生活保護の案内チラシを自治会組織を通じて 2 回にわたり全戸に配布。

■所感

以上の点について、重要な視点と捉え、今後生活保護制度の適正な運用と改善につなげられるよう取り組んでいきたい。

以上。